

庁議における審議要旨	
日時	
令和 8 年 6 月 3 日	午後 2 時 0 0 分～午後 2 時 4 0 分
場所	
庁議室	
出席者	
区長、副区長、副区長、教育長、政策企画部長、総務部長、危機管理部長、危機管理監、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、防災都市づくり監、会計管理部長、教育部長、政策企画課長、企画担当課長、財政課長、広報・シティプロモーション課長、総務課長	
付議案件	
1	区道及び区立公園等の樹木の状況について
審議の要旨	
1	区道及び区立公園等の樹木の状況について 土木管理課長から資料に基づき説明があり、了承。 (主な意見・質疑) ○区内の様々な樹木について、継続的に樹木医による樹木診断を実施し、老朽化への対応を適切に実施していく必要がある。
配付資料	
1	区道及び区立公園等の樹木の状況について

庁議付議予定案件
(令和8年6月3日 午後 2時00分～)

1 区道及び区立公園等の樹木の状況について

(説明者 土木管理課長)

○ 今後の庁議日程

6月11日(木) 午後 3時30分～

6月25日(木) 午後 3時30分～

区道及び区立公園等の樹木の状況について

内 容

1 概要

区道及び区立公園等に植栽している樹木については、健全度を診断し、計画的に伐採・更新等の対応を行っているので、その状況について報告する。

2 現状

(1) 全般

昭和54年に荒川区みどりの保護育成条例において、区の木「サクラ」が制定され、これを機に区道や区立公園等に植栽したソメイヨシノについては、老朽化が進行しているものがある。

(2) 区道の樹木（街路樹）

- ・(1)のうち特に街路樹は、道路構造令の制約条件から植栽スペースが狭く、根が深く張れないなどにより腐朽が進行しているものや、歩道に不陸が発生し歩行の支障となったり、枝や幹が法令の規定を超えて車道に張り出し、通行を妨げる要因となっているものがある。
- ・こうした状況を踏まえ、令和3年度から樹木医による診断を開始し、危険性が高いものから計画的に伐採、植え替え等を行っているほか、職員による点検、及び樹木医によるフォローアップ診断等も定期的の実施し、都立砦公園で起きたような倒木事故が発生しないよう対応している。
- ・なお、桜に愛着を持つ区民は多いことから、診断の結果、伐採せざるをえない場合には、町会や近隣住民に対して、状況を丁寧に説明し、周知期間を十分取ったうえで伐採しており、植え替えに当たっては生長が遅く、根が拡がらない樹種を相談して選定している。

樹 種	診断年度	診断本数	不健全数	伐採件数
ソメイヨシノ	令和3～5年度	706本	93本	79本
ケヤキ	令和6年度	101本	2本	2本
イチョウ	令和7年度	81本	0本	0本
計		888本	95本	81本

※残る14本については今年度に10本を伐採、4本を強剪定する予定

(3) 区立公園等の樹木

- ・区立公園や児童遊園等に植栽しているソメイヨシノを始めとする樹木についても、老朽化により腐朽が進行しているものもある。
- ・これまでも職員による点検を行い、剪定等の対応を行ってきたが、昨年度は、危険性が確認された場合には、樹木医による樹木診断も行った。

樹 種	診断年度	診断本数	不健全数	伐採件数
ソメイヨシノ	令和7年度	14本	3本	0本
ケヤキ	令和7年度	1本	0本	0本
計		15本	3本	0本

※不健全樹木3本については、今年度伐採予定

- ・このたびの都立砦公園での倒木事故を踏まえ、翌日から職員による樹木点検を、全公園等を対象に開始し、その中で、腐食等が進行しているものについては、今後、樹木医による健全度診断を実施していくこととした。

内 容
(続き)

3 今後について

(1) 区道の樹木（街路樹）

- ・樹木医による樹木診断を実施した樹木について、今後もフォローアップ診断を継続的に実施する。
- ・特に診断を実施していない樹木（モミジバフウ、トチノキ等）については、職員による定期的な点検を継続し、必要に応じて樹木医による樹木診断を実施する。
- ・伐根後は、道路の幅員等を考慮して新たな植樹を実施するか検討する。植樹する場合は、幅広い樹種を検討して、町会等と協議して決定する。
- ・サクラを植栽する際は、これまでも街路樹として採用しているジンダイアケボノ、ヨウコウ等、ソメイヨシノ以外の品種を植栽する。

(2) 公園等の樹木

- ・職員による定期的な点検を実施し、危険性が確認された樹木については、樹木医による診断を実施する。
- ・不健全と診断された樹木以外にも、危険が確認された場合は、支柱等の補強を設置して安全性を確保する。
- ・伐採する場合は、街路樹と同様、町会等へ丁寧に説明を行う。
- ・公園等の樹木は、暑さ対策として有用であることから、緑陰がしやすい落葉広葉樹を中心に選定し、積極的に植栽していく。

(3) その他の公共施設

- ・その他の公共施設についても、5月下旬から各施設管理者が樹木点検を実施し、その結果、健全度に不安があるものについては、土木管理課において相談を受け付ける。

4 樹木の樹種別総数（参考）

樹 種	区道（本）	公園等（本）
サクラ	6 2 7	4 8 9
ケヤキ	9 8	2 1 2
イチョウ	8 1	1 2 4
モミジバフウ	8 3	0
トチノキ	3 3	2
トウカエデ	2 3 7	2 0
ハナミズキ	2 8 5	1 0 5
シラカシ	1 5 5	1 5 0
マテバシイ	6 2	1 9 4
計	1, 6 6 1	1, 2 9 6

今 後 の 定
予

令和8年6月29日 産業・まちづくり委員会

議会等報告

開示予定日

区報

HP

記者会見

6月29日
産業・まちづくり
委員会

委員会報告後

—

—

—